

千葉市教育委員会コンプライアンス委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市教育委員会（以下、「教育委員会」という）は、千葉市教育委員会コンプライアンス委員会（以下、「コンプライアンス委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 コンプライアンス委員会は、教育委員会におけるコンプライアンスの推進等のため、次の各号の事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が取り組むコンプライアンス施策に関すること。
- (2) 重大なコンプライアンス違反事案に係る再発防止策に関すること。
- (3) 職員間のコミュニケーションを通じたより良い職場風土づくりに関すること。
- (4) その他コンプライアンスの推進等に関すること。

(組織)

第3条 コンプライアンス委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、コンプライアンス委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、教育次長の職にある委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じてコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会を主宰する。

4 委員長は、前条第2項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を臨時委員に指名することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(子どもへの暴力防止部会)

第5条 コンプライアンス委員会に、子どもへの暴力防止部会を置き、重大事案発生時における職員による子どもへの暴力の再発防止に関することを所掌する。

2 子どもへの暴力防止部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、部会長は千葉市小中学校長会（小学校長会長）の職にある者をもって充てる。

3 部会長は、必要に応じて子どもへの暴力防止部会を招集し、子どもへの暴力防止部会を主宰する。

- 4 部会長は、事案ごとに検討会を置くことができる。
- 5 各検討会には、部会長の指名で座長を置くことができる。
- 6 部会長は、別表2に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を子どもへの暴力防止部会に加えることができる。
- 7 部会長は必要があるときは、子どもへの暴力防止部会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他の部会等)

第6条 委員長は、必要な事項を調査、検討するため、部会等を設置することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、コンプライアンス委員会の中に、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指定する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 コンプライアンス委員会の庶務は、教育総務部教育職員課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

別表1 コンプライアンス委員会委員（第4条関係）

委員長	教育長
委員	教育次長 教育総務部長 教育総務部総務課長 教育総務部教育職員課長 学校教育部長 学校教育部学事課長 生涯学習部長 生涯学習部生涯学習振興課長 千葉市小中学校長会（小学校長会長及び中学校長会長）

別表2 子どもへの暴力防止部会構成員（第5条関係）

部会長	千葉市小中学校長会（小学校長会長）
構成員	千葉市小中学校長会（中学校長会長）